

消防予第 295 号  
平成 18 年 7 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成 16 年消防庁告示第 9 号)及び消防用設備等の点検要領の一部改正について

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件」([平成 18 年消防庁告示第 32 号](#))が平成 18 年 7 月 3 日付けで公布されました。

今回の改正は、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成 17 年総務省令第 40 号。以下「共住省令」という。)により、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備の技術上の基準が示されるとともに、今般「共同住宅用スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成 18 年消防庁告示第 17 号)、「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成 18 年消防庁告示第 18 号)、「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成 18 年消防庁告示第 19 号)が新たに定められたことから、これらの消防用設備等について点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法及びこれらの消防の用に供する設備等に係る点検要領を定めたものです。

貴職におかれましては下記事項に留意され、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県管内市町村に対しても周知されるようお願いいたします。

## 記

- 1 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件について(平成 18 年消防庁告示第 32 号)

共住省令において新たに規定された必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管及び共同住宅用非常コンセント設備）の点検の期間、点検の内容及び方法について定めたこと。

## 2 消防用設備等の点検要領の一部改正について

「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年消防予第172号）[別添の一部](#)を次のように改正する。

「第20 連結送水管」を「第20 連結送水管（共同住宅用連結送水管）」に、「第21 非常コンセント設備」を「第21 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）」に改め、「第29 パッケージ型自動消火設備」の次に本通知の別添「[第30 共同住宅用スプリンクラー設備](#)」、「[第31 共同住宅用自動火災報知設備](#)」、「[第32 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備](#)」を加える。

また、別添「第3の2 共同住宅用スプリンクラー設備」、「第11の3 共同住宅用自動火災報知設備」、「第11の4 住戸用自動火災報知設備」、「第14の2 共同住宅用非常警報設備」を削除する。

## 3 施行日

平成19年4月1日

消防庁予防課

担当：伊藤、相葉、村上

T E L：03-5253-7523

F A X：03-5253-7533

E-Mail：murakami-s@fdma.go.jp